

動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件 新旧対照表
○動物用生物学的製剤検定基準（平成 14 年 10 月 3 日農林水産省告示第 1568 号）（抄）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>ワクチン（シードロット製剤）の部</p> <p>牛コロナウイルス感染症（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）</p> <p>（略） 1 小分製品の試験 1.1 （略） （削る）</p> <p><u>1.2</u> （略） <u>1.2.1</u> （略） <u>1.2.1.1 ~ 1.2.1.3</u> （略） <u>1.2.2 • 1.2.3</u> （略） 以下 （略）</p>	<p>ワクチン（シードロット製剤）の部</p> <p>牛コロナウイルス感染症（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）</p> <p>（略） 1 小分製品の試験 1.1 （略） 1.2 <u>異常毒性否定試験</u> <u>一般試験法の異常毒性否定試験法により試験を行い、これに適合しなければならない。</u> 1.3 （略） 1.3.1 （略） <u>1.3.1.1 ~ 1.3.1.3</u> （略） <u>1.3.2 • 1.3.3</u> （略） 以下 （略）</p>